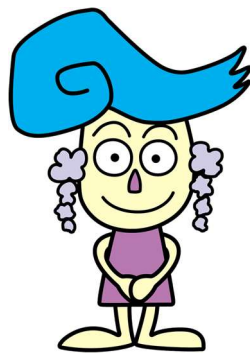


江南市生活排水処理基本計画 (改訂版)



令和3年3月

江南市

〈目次〉

1	計画の目的及び構成.....	1
1.1	計画の背景（はじめに）.....	1
1.2	計画の位置付け・構成.....	2
1.3	計画の対象範囲.....	2
1.4	計画の期間.....	3
1.5	計画人口.....	3
2	生活排水処理の基本方針.....	4
2.1	生活排水処理に係る基本理念・目標.....	4
2.2	生活排水処理施設整備の基本方針.....	4
3	生活排水の排出の状況.....	5
3.1	生活排水処理の現状.....	5
3.1.1	生活排水処理の体系及び主体.....	5
3.1.2	処理形態別施設.....	7
3.1.3	生活排水処理の状況.....	9
3.1.4	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の状況.....	11
3.2	生活排水処理に関する課題.....	13
3.2.1	生活排水処理.....	13
3.2.2	し尿及び浄化槽汚泥の処理.....	14
4	生活排水処理基本計画.....	15
4.1	生活排水処理の計画.....	15
4.1.1	生活排水の処理目標.....	15
4.1.2	生活排水処理形態別人口の見込み.....	16
4.1.3	施設整備計画.....	18
4.2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	19
5	計画達成に必要な施策.....	20
5.1	市民に対する広報・啓発活動.....	20
5.2	生活排水処理における市民及び行政の役割.....	20
5.2.1	市民の役割.....	20
5.2.2	行政の役割.....	20
5.3	継続的な進行管理.....	21
5.3.1	実施状況の分析・改善.....	21
5.3.2	計画の見直し.....	21
5.4	浄化槽整備事業の推進.....	21

1 計画の目的及び構成

1.1 計画の背景（はじめに）

江南市（以下「本市」という。）は、濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km² の市域を有しています。

名古屋市から 20km 圏に位置し、公共交通機関では約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。また、木曾川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。

地形は全般に平坦で、温暖な気候・風土に加え、地域のシンボルである木曾川をはじめ、五条川・青木川等、地域を潤し市民のやすらぎの場となる河川を擁しています。

本市の総人口は、平成 27 年には減少に転じており、令和元年度末現在で 100,478 人となっています。年少人口、生産年齢人口が減少傾向、老年人口割合が増加傾向で、近隣市町及び県内類似団体と同様な状況です。

本市の生活排水処理対策は、平成元年度からの浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進と、平成 5 年度からの公共下水道事業による公共下水道の整備とで進められ、令和元年度末の汚水処理人口普及率は 79.5%まで向上しました。しかし依然として市内には、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽が残っています。

市内には多くの水源がある一方、河川や水路は治水対策として土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備を進めてきたため、自然の浄化機能を失いつつあります。市内主要河川の上流部に位置する本市が水質を保全する責任は極めて重大であり、生活排水処理施設の整備を進めていく効果は本市にとどまらず下流市町にも及ぶところではあります。

また、令和元年度に下水道の経営戦略策定の検討の中で「公共下水道の整備区域は、市街化区域を原則とする」との方針が示されました。

こうしたことから、計画的に生活排水処理対策を行うことを基本と考え、平成 28 年度から令和 7 年度を計画期間とする江南市生活排水処理基本計画において、今後の生活排水処理対策における長期的・総合的な指針を定めておりますが、中間目標年度としていた令和 2 年度にあたり、江南市汚水適正処理構想の見直し、浄化槽法の改正、社会情勢、目標値の達成状況などを踏まえ、今後の汚水処理施設整備の方向性が大きく変わったことから「江南市生活排水処理基本計画」（改訂版）」（以下「本計画」という。）として計画の改訂を行うものです。

1.2 計画の位置付け・構成

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、総合計画（第6次）や環境基本法等との整合性を図り、今後の生活排水処理対策における長期的・総合的な指針となるものです。本市の他計画との関連を踏まえた本計画の位置付けを図1-1に示します。

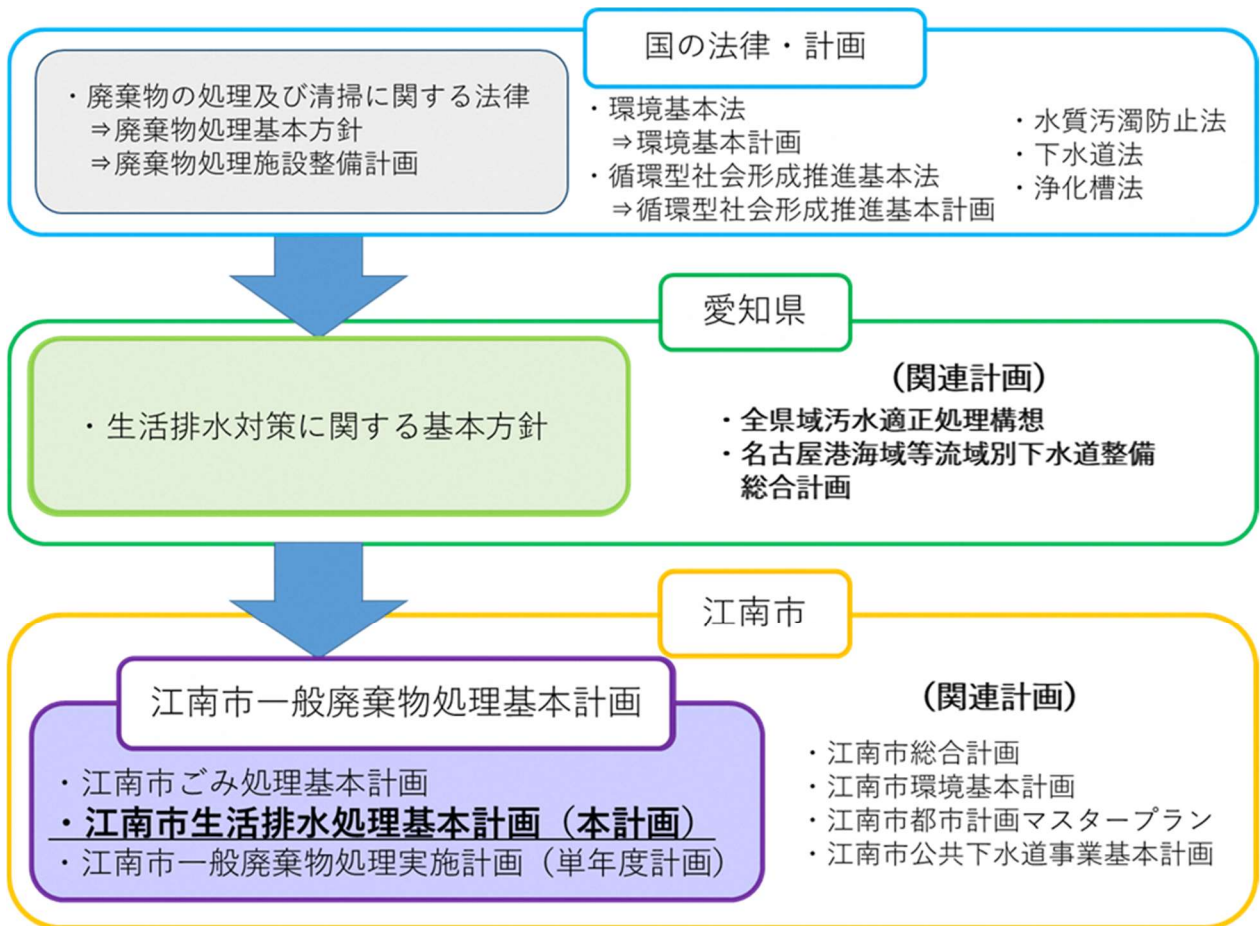


図 1-1 本計画の位置付け

1.3 計画の対象範囲

本計画は、江南市内で発生する生活排水を対象とします。

表 1-1 計画の対象範囲

対象地域	江南市全域
対象人口	100,478人（令和元年度末現在）

1.4 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間としており、計画期間における中間年度を迎えるにあたり見直しを行うものです。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

1.5 計画人口

本市の令和元年度末の行政区域内人口は 100,478 人ですが、徐々に減少していくことが見込まれます。

本計画の中間見直しにあたり、想定する計画人口は、江南市総合計画の平成 31 年度推計値と令和元年度住民基本台帳人口との比で補正した値を用いるものとします。

表 1-2 計画人口

年 度		計画人口（人）
実 績 値	平成 26 年度	101,087
	令和元年度	100,478
目標年度推計値	令和 7 年度	98,400

2 生活排水処理の基本方針

2.1 生活排水処理に係る基本理念・目標

生活排水処理を適切に行うことは、市民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保する上で非常に重要であるため、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭等が多くある本市においては、継続的な生活排水処理対策が必要かつ重要です。

このような状況から、市内だけでなく身近な公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、地域住民の理解と協力のもと、生活排水処理に関する事業に取り組み、豊かな水環境に囲まれた住みよいまちづくりを目指すものとします。

2.2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設を整備することは、基本理念を達成するために重要です。

本市では、生活排水処理対策として、家庭等での生活雑排水の発生場所である台所・風呂場・洗濯場等において、廃食用油を流さないようにしたり、洗剤の過剰な使用を避けたりするといった発生源対策の周知啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 愛知県が定めた名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づき、各種計画との整合性も図りつつ、計画的な公共下水道計画区域内の整備を推進します。
- (2) 下水道供用開始区域内での水洗化率が向上するよう、市民等に対し、下水道への接続を促すための周知啓発を行います。
- (3) 公共下水道計画区域外の地域を浄化槽処理促進区域に指定し、合併処理浄化槽の普及を推進します。

上記地域において、単独処理浄化槽及び汲取便槽を設置している家庭に対して、水環境の保全や公衆衛生の確保のため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

3 生活排水の排出の状況

3.1 生活排水処理の現状

3.1.1 生活排水処理の体系及び主体

本市の令和元年度末現在における生活排水処理の体系及び主体は、図 3-1 及び表 3-1 のとおりです。

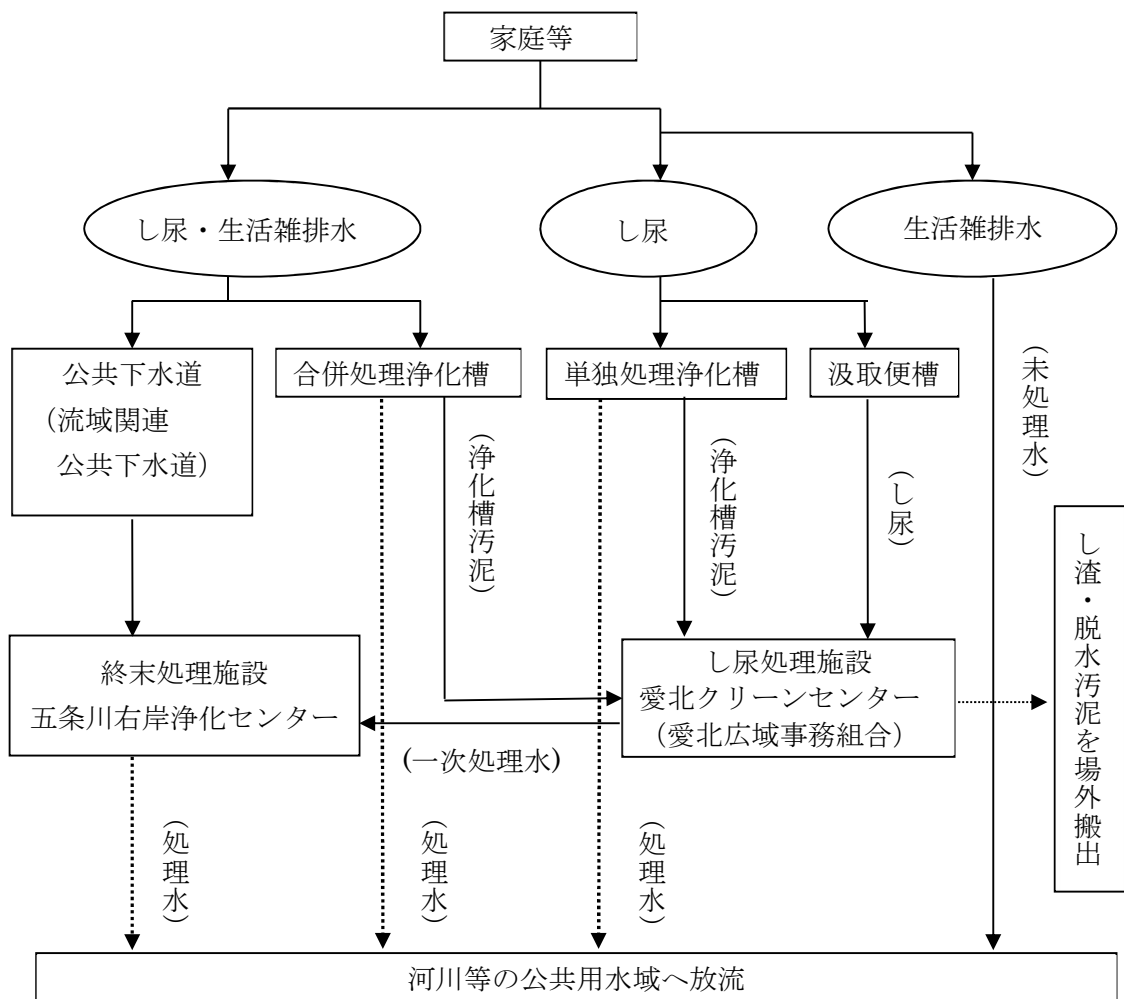


図 3-1 生活排水処理フロー

表 3-1 生活排水処理の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	設置・処理主体
公 共 下 水 道	し尿・生活雑排水	県、江南市
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿・生活雑排水	家庭等
単 独 処 理 浄 化 槽	し尿	家庭等
汲 取 便 槽	し尿	家庭等
し 尿 処 理 施 設	し尿・浄化槽汚泥	愛北広域事務組合

家庭等から排出される生活雑排水は、公共下水道及び合併処理浄化槽で適正に処理され河川等の公共用水域へ放流されているほか、一部が未処理のまま公共用水域へ放流されています。

一方、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で適正に処理され公共用水域へ放流されているほか、汲取便槽から収集されています。

なお、汲取便槽内のし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、収集運搬業者により愛北広域事務組合（江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町の3市2町で構成される一部事務組合）が運営管理する愛北クリーンセンターへ搬入後、一次処理水が終末処理施設である五条川右岸浄化センターへ投入され、適正に処理されています。また、一次処理の際に発生したし渣・脱水汚泥は、場外搬出されています。

3.1.2 処理形態別施設

a) 公共下水道

本市の公共下水道は、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道区域（五条川右岸処理区）を整備計画区域としており、平成5年度より整備が進められ、平成14年8月から供用を開始しています（表3-2）。

整備状況の実績については、表3-3のとおりであり、令和元年度末現在は市内の40.8%が下水道整備済みとなっています。下水道整備が進む一方で、水洗化人口（下水道接続人口）は伸び悩んでいるため、水洗化率向上のためにも下水道処理区域内については、下水道への早期切替えが望まれます。

表3-2 下水道施設の概要

施設名称	五条川右岸浄化センター
供用開始	平成13年4月1日 (江南市は平成14年8月より供用開始)
所在地	岩倉市北島町権現山7番地の1
放流先	五条川
処理方式	凝集剤添加消化脱窒法
計画処理区域面積	770.4ha
計画処理人口	53,340人

引用：江南市公共下水道全体計画（令和2年8月）中間年次（令和7年度）より

表3-3 公共下水道の普及状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政人口（人）	101,070	100,915	100,749	100,494	100,478
処理区域面積（ha）	443.3	496.0	546.6	590.7	636.6
処理区域内人口（人）	29,573	32,360	35,494	38,687	41,009
普及率	29.3%	32.1%	35.2%	38.5%	40.8%
水洗化人口（人）	21,097	22,508	24,294	25,668	28,338
水洗化率	71.3%	69.6%	68.4%	66.3%	69.1%

(各年度末現在)

処理区域内人口：下水道が供用開始された区域内の人口

水洗化人口：処理区域内人口のうち実際に下水道に接続している人口

普及率(%) = 処理区域内人口 ÷ 行政人口

水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

b) 浄化槽

浄化槽の設置基数の実績は、表 3-4 のとおりであり、令和元年度末現在の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数は 14,035 基となっています。

また、合併処理浄化槽は、平成元年度から浄化槽設置整備事業を実施し、普及促進を図っています。

表 3-4 浄化槽の普及状況

(単位：基)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合併処理浄化槽	7,215	7,535	7,869	7,832	7,530
単独処理浄化槽	8,921	8,005	7,849	7,549	6,505
合 計	16,136	15,540	15,718	15,381	14,035

(各年度末現在)

※浄化槽設置整備事業

平成 25 年度からは、公共下水道の事業計画区域以外の市民が居住する専用住宅において使用している単独処理浄化槽及び汲取便槽からの転換が促進されるよう補助金額を増額し、平成 30 年にも転換に関する補助金及び撤去費用について増額しました。

令和 2 年 4 月現在の補助金額は、表 3-5 のとおりです。

表 3-5 浄化槽設置整備事業補助金額

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5人槽	518,000円
6～7人槽	567,000円
8～10人槽	672,000円
撤去費用	105,000円

3.1.3 生活排水処理の状況

a) 生活排水処理形態別人口

過去5年間の生活排水の処理形態別人口は、表3-6及び図3-2のとおりです。水洗化・生活雑排水処理人口は増加しており、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は減少しています。

令和元年度末において、計画処理区域内人口100,478人のうち76,092人については、公共下水道及び合併処理浄化槽により適正に生活排水の処理がなされています。

一方、それ以外の24,386人は、生活雑排水を未処理のまま、公共用水域に排出しています。

表3-6 過去5年間における生活排水処理形態別人口の実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画処理区域内人口	101,070	100,915	100,749	100,494	100,478
1.水洗化・生活雑排水処理人口	66,695	69,776	72,824	73,937	76,092
(1)公共下水道	21,097	22,508	24,294	25,668	28,338
(2)合併処理浄化槽	45,598	47,268	48,530	48,269	47,754
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	32,015	28,834	26,074	24,757	23,024
3.非水洗化人口(汲取便槽)	2,360	2,305	1,851	1,800	1,362

(各年度末現在)

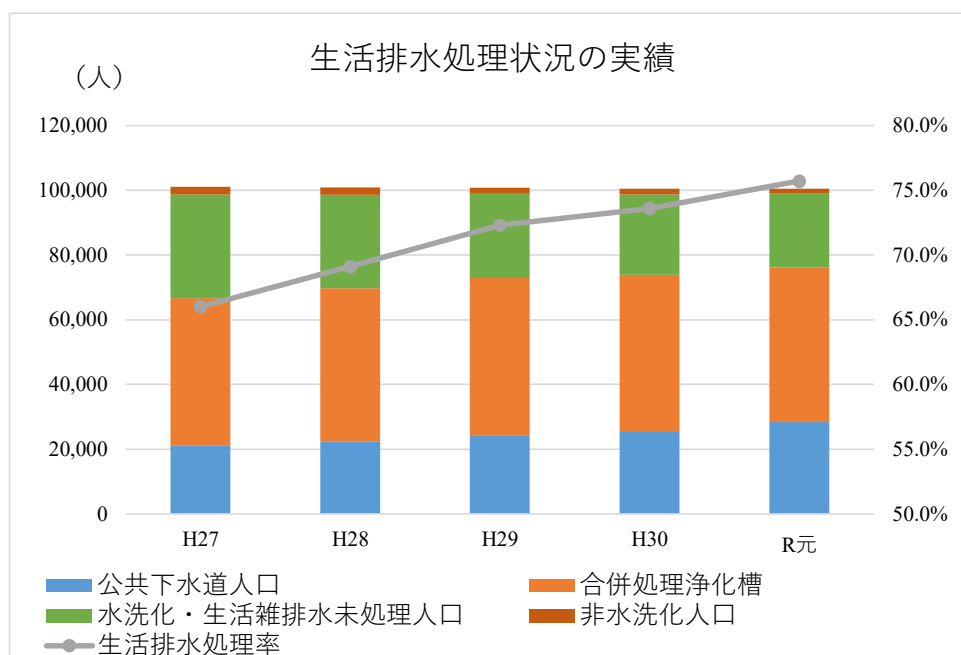


図3-2 過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移

b) 生活排水処理率

生活排水処理率は、表 3-7 に示すように令和元年度において 75.7%となっており、中間目標年度である令和 2 年度の目標値 70.3%を既に上回っています。

表 3-7 過去 5 年間における生活排水処理率の実績

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活排水処理率	66.0%	69.1%	72.3%	73.6%	75.7%

(各年度末現在)

生活排水処理率 (%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 (行政人口)

3.1.4 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の状況

本市におけるし尿の収集運搬は、市長が許可した業者（以下「許可業者」という。）が実施しています。また、浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬も、許可業者が実施しています。

汲取便槽内のし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、許可業者により愛北クリーンセンターへ搬入後、一次処理水が終末処理施設である五条川右岸浄化センターへ投入され、適正に処理されています。また、一次処理の際に発生したし渣・脱水汚泥は、場外搬出されています。

愛北クリーンセンターの施設の概要は、表 3-8 のとおりです。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称	愛北クリーンセンター
竣工	平成5年2月27日
施設所管	愛北広域事務組合
	3市2町（江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町）から構成される一部事務組合
所在地	岩倉市野寄町向山760番地
処理能力	280k1/日 （し尿：115k1/日、浄化槽汚泥：165k1/日）
処理方法	高負荷脱窒素処理方式＋下水投入方式（一次処理水）
処理工程	受入・貯留工程 一次処理工程

引用：愛北広域事務組合 HP より

また、許可業者により愛北クリーンセンターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、表 3-9 及び図 3-3 のとおりです。

下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は、減少傾向となっています。

表 3-9 過去 5 年間におけるし尿・浄化槽汚泥の処理実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿	年間処理量 (kl/年)	2,965	2,795	2,832	2,737	2,455
	日平均処理量 (kl/日)	12.20	11.45	11.61	11.17	10.23
浄化槽汚泥	年間処理量 (kl/年)	34,496	34,429	34,343	34,195	35,485
	日平均処理量 (kl/日)	141.96	141.10	140.75	139.57	147.86
合計	年間処理量 (kl/年)	37,461	37,224	37,175	36,932	37,941
	日平均処理量 (kl/日)	154.16	152.55	152.36	150.74	158.09

日平均処理量＝年間処理量÷処理日数(H27:243日、H28:244日、H29:244日、H30:245日、R1:240日)

※日平均処理量は小数点以下第2位に丸めた値

(各年度末現在)

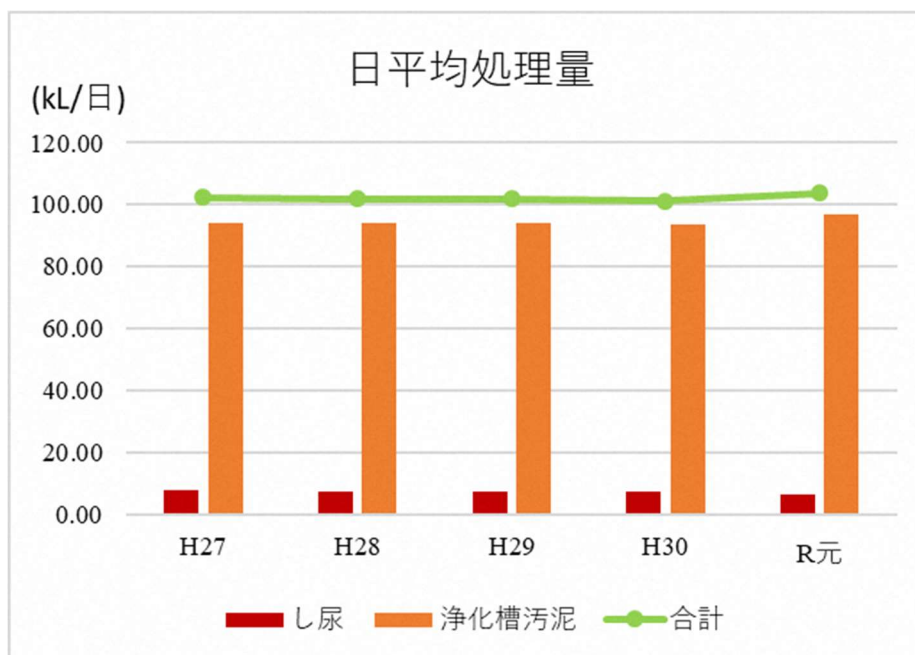


図 3-3 過去 5 年間のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移

3.2 生活排水処理に関する課題

3.2.1 生活排水処理

a) 公共下水道

公共下水道は、現在、愛知県が事業主体となっている流域下水道幹線に接続し、処理されています。本市の令和元年度末における公共下水道の普及率は40.8%、水洗化率は69.1%です。

生活排水処理のさらなる拡大のためには、公共下水道整備を進め普及率を向上させる必要もありますが、人口減少や厳しい財政状況の中、下水道事業は多額の費用を要することから、下水道計画区域の見直しを行うとともに、引き続き水洗化率の向上に努めなければなりません。

今後は、将来の施設需要を見据えた適正な投資を行うとともに、公共下水道へ未接続の市民等に対し、各種補助制度の周知啓発に努めるなど、下水道への接続を促進していく必要があります。

また、終末処理施設への過剰な負荷は正常な処理に支障をきたし、公共用水域の水質汚濁につながる恐れがあるため、下水道利用者に対し発生源対策をするよう呼びかけ、施設の負荷軽減にも努める必要があります。

b) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿のみが処理できる単独処理浄化槽と異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理できる性質を持つため、生活排水を適正に処理することができます。

下水道計画区域の見直しにより、今後は、下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及推進を図ることが重要となります。

また、合併処理浄化槽の機能が十分発揮できるように、保守点検・清掃・法定検査といった浄化槽法に基づいた適正な維持管理や発生源対策について、周知啓発や指導を行っていく必要もあります。

c) 単独処理浄化槽および汲取便槽

令和元年度末現在で、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（汲取便槽）が、計画処理区域内人口の24.3%を占めています。

単独処理浄化槽及び汲取便槽については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されることが水質汚濁の原因の一つとなっていることから、下水道への接続や合併処理浄化槽に転換されるよう促進していく必要があります。

単独処理浄化槽及び汲取便槽を設置している家庭等に対して、周知啓発等による発生源対策を推進し、出来る限り環境負荷を減らすよう努める必要があります。

3.2.2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

a) 収集運搬

現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っています。

今後は、公共下水道への接続や人口減少に伴い、発生源となる家庭等が減少することから、し尿・浄化槽汚泥の収集量が減少していくことが想定されますが、安定かつ適正な収集運搬体制を維持していく必要があります。

b) 処理

市内から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、愛北クリーンセンターでの一次処理後、五条川右岸浄化センターに投入され、適正な処理が行われた後、公共用水域へ放流されています。

今後も愛北クリーンセンターにおいて、施設の適正な運営管理に努めるとともに、許可業者への適正搬入の指導等も行いながら、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理していく必要があります。

4 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の計画

4.1.1 生活排水の処理目標

基本理念及び基本方針に基づき、できるだけ多くの生活排水を公共下水道及び合併処理浄化槽で処理することを具体的な目的として、生活排水処理率の目標を表 4-1 のとおり設定します。

令和元年度の生活排水処理率は 75.7%と中間目標年度である令和 2 年度の目標値 70.3%を既に上回っています。これに加え、公共下水道計画区域外において単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図る施策を実施することにより、目標年度である令和 7 年度の目標を 78.0%から 85.0%に修正し、令和元年度の実績からさらに 9.3%の向上を目指すものとします。

生活排水処理率

=水洗化・生活排水処理（公共下水道・合併処理浄化槽）人口／計画処理区域内人口

表 4-1 生活排水の処理目標

	(基準年度) 平成26年度	令和元年度	(目標年度) 令和7年度
生活排水処理率	63.7%	75.7%	85.0%

4.1.2 生活排水処理形態別人口の見込み

公共下水道事業、浄化槽整備事業における整備区域を図 4-1 のとおりとし、各事業区域内において整備・切替の促進を図ります。

生活排水処理率の目標と下水道計画で定められた水洗化率から設定した生活排水処理形態別人口は、表 4-2 のとおりです。

表 4-2 目標年における生活排水処理形態別人口の見込み

(単位：人)

	(基準年度) 平成 26 年度	令和元年度	(目標年度) 令和 7 年度
1. 行政区域内人口	101,087	100,478	98,400
2. 計画処理区域内人口	101,087	100,478	98,400
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	64,441	76,092	83,607
① 公共下水道	19,552	28,338	44,128
② 合併処理浄化槽	44,889	47,754	39,479
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	32,597	23,024	13,991
(3) 非水洗化人口 (汲取便槽)	4,049	1,362	802

(各年度末時点)

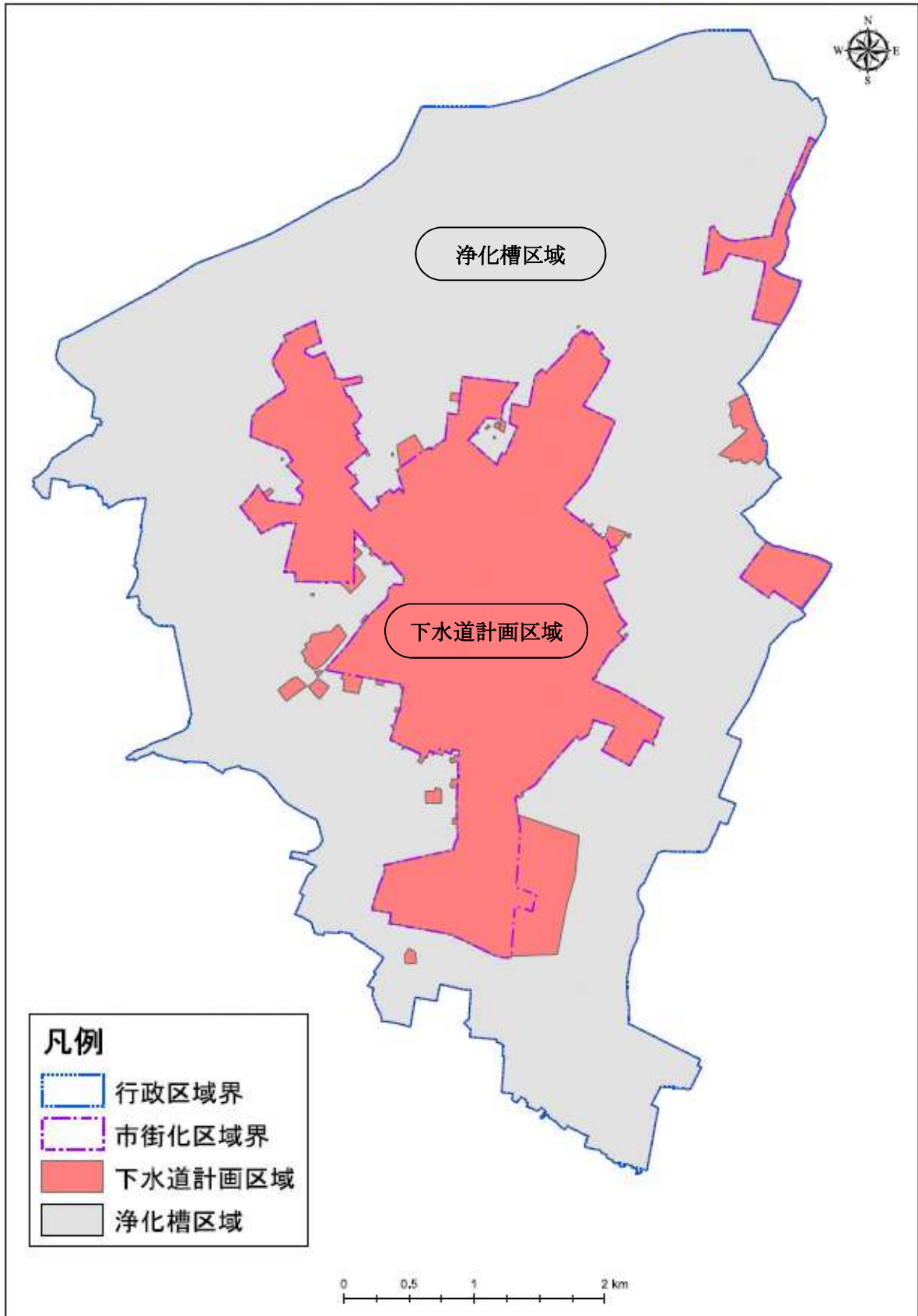


图 4-1 事業別处理区域

4.1.3 施設整備計画

a) 公共下水道

公共下水道は、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づいた流域関連公共下水道計画区域（五条川右岸処理区）で整備計画区域を構成しており、平成5年度より整備が進められ、平成14年8月から供用を開始しています。

公共下水道計画区域の見直しとともに、下水道供用開始区域内では、市民等に対し下水道への接続を促すための周知啓発し、水洗化率の向上に努めます。

公共下水道の整備計画は、表4-3のとおりです。

表4-3 公共下水道の整備計画

	(基準年度) 平成26年度	令和元年度	(目標年度) 令和7年度
処理区域面積 (ha)	414.9	636.6	770.4
処理区域内人口 (人)	27,384	41,009	53,340
水洗化人口 (人)	19,552	28,338	44,128
水洗化率 (%)	71.4	69.1	82.7

(各年度末現在)

b) 浄化槽

下水道計画区域外は、合併処理浄化槽の普及を推進します。

また、平成元年度から国や県の補助を受け、合併処理浄化槽設置整備費に対する補助事業を行っており、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換をさらに促進していくこととします。

浄化槽の普及促進計画は、表4-4のとおりです。

表4-4 浄化槽の普及促進計画における目標値

(単位：人)

	(基準年度) 平成26年度	令和元年度	(目標年度) 令和7年度
合併処理浄化槽	44,889	47,754	39,479
単独処理浄化槽	32,597	23,024	13,991
合計	77,486	70,778	53,470

(各年度末現在)

4.2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う愛北クリーンセンターは、稼働後 27 年が経過しています。

平成 25 年 10 月から一次処理水を五条川右岸浄化センターへ投入しており、将来的には、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を全て五条川右岸浄化センターへ直接投入する計画はありますが、収集運搬に関しては現体制を維持していくものとします。

し尿及び浄化槽汚泥処理の計画は、表 4-5 のとおりです。

表 4-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

		(基準年度) 平成26年度	令和元年度	(目標年度) 令和7年度
し尿	年間処理量 (kl/年)	3,417	2,455	1,446
	日平均処理量 (kl/日)	13.89	10.23	6.03
浄化槽汚泥	年間処理量 (kl/年)	33,751	35,485	26,808
	日平均処理量 (kl/日)	137.20	147.86	111.7
合計	年間処理量 (kl/年)	37,169	37,941	28,254
	日平均処理量 (kl/日)	151.10	158.09	117.73

(各年度末現在)

日平均処理量 = 年間処理量 ÷ 240 日

5 計画達成に必要な施策

5.1 市民に対する広報・啓発活動

生活排水処理対策の必要性について市民等に周知を図るため、市広報や市ホームページへの掲載等で定期的な啓発活動を行います。

特に、家庭で簡単に実践できる発生源対策として、下記の事項について周知啓発し、意識の向上を図ります。

- ・ 生活排水の絶対量を減らすため、節水に心掛ける。
- ・ 廃食用油は流さず、古紙に吸わせるなどして適正処理に心掛ける。
- ・ 洗剤の過剰な使用は避ける。
- ・ 調理くずが流れないように、水切り袋を使用する。

基本理念を達成するためには、行政の努力に加え、市民が積極的に参画し、連携して取り組む必要があります。

5.2 生活排水処理における市民及び行政の役割

5.2.1 市民の役割

(1) 市民一人ひとりが生活排水の排出者として高い意識と責任を持ち、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換をできるだけ速やかに行うこととし、環境負荷低減につながる発生源対策にも努めます。

(2) 浄化槽の正しい維持管理（保守点検・清掃・法定検査）に努めます。

5.2.2 行政の役割

(1) 関係機関との連携

地域の水環境保全及び生活排水処理施設整備は、国や県を含めた関係行政機関と連絡調整を図り、総合的・広域的な生活排水処理対策を進めます。

(2) 関連する諸団体との連携

生活排水処理対策を推進するためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が必要であるため、関連諸団体との連携を図りながら積極的な取り組みを進めます。

(3) 関連する計画との整合性の確保

生活排水処理施設整備計画の推進にあたっては、国や県等が定めた関連計画との整合性を図りながら進めます。

5.3 継続的な進行管理

5.3.1 実施状況の分析・改善

生活排水については、その処理状況の実態調査及び計画の進捗状況を把握しその結果について公表するとともに、計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど計画の着実な推進に努めます。

5.3.2 計画の見直し

本計画は、目標年度（令和7年度）において、計画内容や施策の実施状況の全般について点検・評価し、次期計画を策定することとします。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

5.4 浄化槽整備事業の推進

下水道経営戦略策定の検討の中で「公共下水道の整備区域は市街化区域を原則とする」との方針が示されたことから、下水道計画区域外においては合併処理浄化槽による整備を推進していく必要があります。

そのため、図5-1に示すように下水道計画区域外を「浄化槽処理促進区域」と指定し該当区域の単独処理浄化槽や汲取便槽に対して、合併処理浄化槽への転換をさらに促進していくこととします。

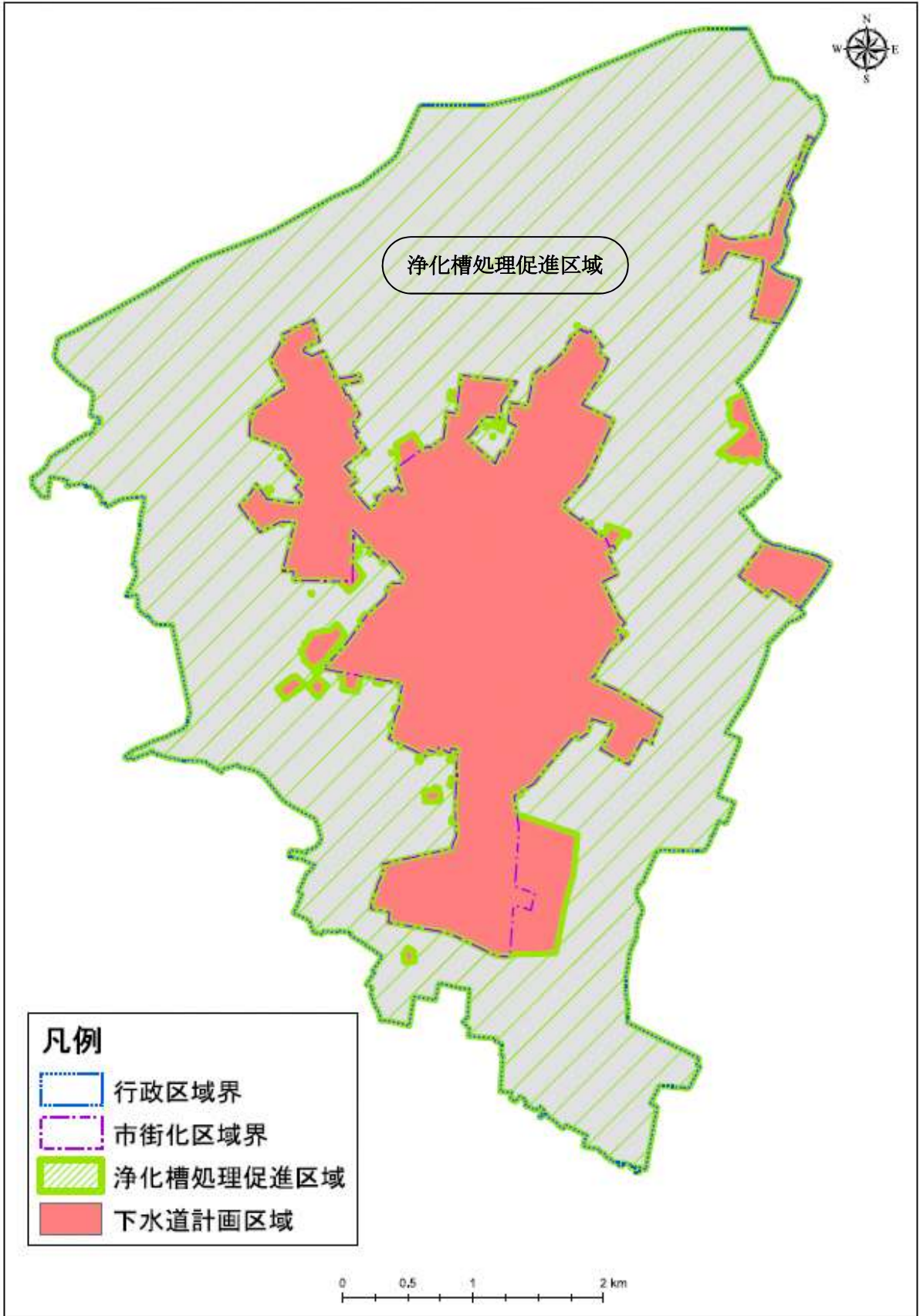


图 5-1 净化槽处理促进区域

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもっています。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

わたしたち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

江南市生活排水処理基本計画（改訂版）

令和3年3月

発行 愛知県江南市

編集 経済環境部 環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代表)
